

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成 31 年 4 月 18 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

会 社 名 バルテス株式会社

代 表 者 の

役 職 代表取締役

氏 名 (署名) 田中 真史

当社の代表取締役である田中真史は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場のための四半期報告書の作成においては、「企業内容等の開示に関する内閣府令」「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、すべての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場のための四半期報告書の作成においては、業務分担と責任部門が明確化され、各部門が適正に業務を行なう体制が構築されております。
3. 経営上の重要事項や業務執行状況について、毎月開催する定時取締役会のほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要な業務執行状況が適切に報告されているとともに、経営上の重要事項の適切な意思決定が行われております。
4. 監査役は、取締役会をはじめとする会社の重要会議に出席し、取締役の業務執行の妥当性を検証する体制が整備されております。
5. 内部監査部門である内部監査室は、内部管理体制の適正性・有効性を検討・評価しており、指摘事項及び改善状況について、その内容を代表取締役へ報告しております。
6. 会計監査人である有限責任監査法人トーマツによる監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載について、重要な指摘事項がないことを確認しております。